
F O 1 6 . 食品等輸入届出汎用申請

業務コード	業務名
I F M	食品等輸入届出汎用申請

1. 業務概要

申請者は、申請に係る情報及び申請手続種別等を入力し、添付ファイル（記入済の電子ファイル（指定用式））を添付することで検疫所へ各種申請を行うことができる。

2. 入力者

全利用者（税関、厚生労働省（食品）、動物検疫所、植物防疫所、厚生局等、輸出証明書等発給機関は除く）

3. 制限事項

なし。

4. 入力条件

（1）添付ファイルチェック

（A）共通チェック

添付ファイルの拡張子が、使用可能な拡張子であること。（使用可能な拡張子は、「EDI仕様書 4. 6. 2 添付ファイルについて」を参照。）

（B）業務個別チェック

①添付ファイルが存在すること。

②ファイルあたりのサイズが、0バイトより大きく、別途システムが定める上限（最大30メガバイト）以内であること。

③添付ファイルの合計サイズが、30メガバイト以内であること。

（2）入力者チェック

システムに登録されている利用者であること。

（3）入力項目チェック

（A）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（B）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（4）DB関連チェック

（A）利用者

①「利用者DB」に登録されている利用者であること。

②届出受付番号の入力がある場合は、食品等輸入届出をした利用者と同じであること。

③税関、厚生労働省（食品）、動物検疫所、植物防疫所、厚生局等、輸出証明書等発給機関以外の利用者であること。

（B）申請手続種別

「輸入食品監視支援業務用汎用申請手続種別DB」に登録されていること。

（C）届出受付番号

①「食品等輸入届出DB」に登録されていること。（オンラインDBまたは蓄積DB）

②入力された届出受付番号にかかる「食品等輸入届出DB」に食品等輸入届出汎用申請受理番号が登録されていないこと。ただし、受付済の食品等輸入届出汎用申請受理番号が登録されている場合は除く。

③取止めされていないこと。

5. 処理内容

（1）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

(2) 添付ファイル格納DB処理

①システムで添付ファイル取得キーを払い出す。

②添付ファイル取得キー番号と添付ファイルをリンク付けて「添付ファイル格納DB」に登録する。

(3) 食品等輸入届出汎用申請受理番号の払出し処理

システムで食品等輸入届出汎用申請受理番号を払い出す。

(4) 食品等輸入届出汎用申請DB処理

申請内容等を「食品等輸入届出汎用申請DB」に登録する。

(5) 食品等輸入届出DB処理

届出受付番号に入力がある場合、食品等輸入届出汎用申請受理番号を「食品等輸入届出DB」に登録する。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
食品等輸入届出汎用申請控情報	なし	入力者

7. 特記事項

(1) 添付ファイルの内容は、システムではチェックを行わない。